

公益社団法人日本医師会



日本医師会

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

- 1.日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
- 2.日本医師会は、国民とともに、安全・安心な医療提供体制を築きます。
- 3.日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。
- 4.日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

平成25年6月23日採択
於 第129回日本医師会定例代議員会

医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1.医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2.医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3.医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4.医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5.医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6.医師は医業にあたって営利を目的としない。

令和4年3月27日採択
於 第150回日本医師会臨時代議員会



ご挨拶

日本医師会の前史は、世界的細菌学者である北里柴三郎を初代会長に戴いて大正5年（1916）に設立された大日本医師会にまで遡ります。その後、戦時中の官製日本医師会（昭和18年2月）および終戦後の連合国総司令部（GHQ）統治時代を経て、昭和22年11月1日、社団法人として新たに設立されました。

再出発を遂げた新生日本医師会は、昭和23年3月に日本医学会（明治35年4月発足）と統合され、以降、車の両輪となって医道の高揚、医学・医術の発達、公衆衛生の向上に努め、国民の健康増進と医療の確保に寄与してきました。

その成果として、創設から半世紀を超えた国民皆保険の下、わが国は世界最高の健康水準を享受していると、国際的に高い評価を得るまでに至っております。平成9年に開催いたしました「日本医師会設立50周年記念式典」では、天皇陛下より、「国民の医療のために尽くしてきた努力を深く多とする」旨のお言葉を賜りました。このことは、すべての医師会員にとって大きな励みであり、今も矜持として心に留めているものです。

そして、平成25年4月1日、日本医師会は公益社団法人として新たな一步を踏み出しました。また、これを契機に『日本医師会綱領』を採択し、時流に流されることのない日本医師会の基本姿勢を、国民との約束という形で広くお示しいたしました。なぜなら、医師会の活動や存在意義、そのすべては「国民の医療と健康のため」にあるからです。

今なお猛威を振るう新型コロナウイルス感染症下においては、コロナ患者の医療とコロナ以外の医療を両立すべく、全国の医師会員一丸となり、地域医療提供体制を確保してまいります。

また、人生100年時代を迎えるなかで、患者さんにとって最善となる医療またはケアを提供しながら、国民一人ひとりの人生に寄り添い、尊厳ある生き方を支援してまいります。

さらに、わが国の医療提供体制の根幹をなす、世界に冠たる国民皆保険を堅持し、将来にわたり国民に安全と安心を約束してまいります。

日本医師会は、地域の医師会と連携しながら、誰からも信頼される医師会を目指し、今後も國民とともに歩み続けます。

令和4年9月

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎

日本医師会歴代会長

前 史

| | | |
|-----|-------|---------------|
| 初 代 | 北里柴三郎 | (大正 5年～昭和 6年) |
| 2 代 | 北島 多一 | (昭和 6年～昭和18年) |
| 3 代 | 稻田 龍吉 | (昭和18年～昭和21年) |
| 4 代 | 中山 壽彦 | (昭和21年～昭和23年) |

新生日本医師会

| | | |
|------|-------|---------------|
| 5 代 | 高橋 明 | (昭和23年～昭和25年) |
| 6 代 | 田宮 猛雄 | (昭和25年) |
| 7 代 | 谷口弥三郎 | (昭和25年～昭和27年) |
| 8 代 | 田宮 猛雄 | (昭和27年～昭和29年) |
| 9 代 | 黒沢 潤三 | (昭和29年～昭和30年) |
| 10 代 | 小畠 惟清 | (昭和30年～昭和32年) |
| 11 代 | 武見 太郎 | (昭和32年～昭和57年) |
| 12 代 | 花岡 堅而 | (昭和57年～昭和59年) |
| 13 代 | 羽田 春兎 | (昭和59年～平成 4年) |
| 14 代 | 村瀬 敏郎 | (平成 4年～平成 8年) |
| 15 代 | 坪井 栄孝 | (平成 8年～平成16年) |
| 16 代 | 植松 治雄 | (平成16年～平成18年) |
| 17 代 | 唐澤 祥人 | (平成18年～平成22年) |
| 18 代 | 原中 勝征 | (平成22年～平成24年) |
| 19 代 | 横倉 義武 | (平成24年～令和 2年) |
| 20 代 | 中川 俊男 | (令和 2年～令和 4年) |
| 21 代 | 松本 吉郎 | (令和 4年～) |

日本医師会館の講堂



大講堂(1階)



後藤新平筆の扁額(ホール)



小講堂・ホール(3階)


沿革

日本医師会は、全国の都道府県医師会の会員をもって組織されています。会員の大部分は、診療所および病院の管理者である医師と勤務医師で、現在約17万人が加入しています。

前史／大正5年（1916）～昭和21年（1946）

- 大正 5年 11月：大日本医師会（医師による初の全国組織）発足、初代会長に北里柴三郎が就任。
 大正 8年 : 医師法が改正され郡市区医師会・道府県医師会は強制設立とされ、法人格を付与された。
 大正 12年 : 医師法が改正され医師会全国組織の公法人化が認可され、同年11月に日本医師会は内務大臣から法人認可を受けた。

<昭和20年（1945）8月終戦>



大日本医師会発会式（大正5年11月10日、第1次総会）

新生日本医師会／昭和22年（1947）～

| | 日本医師会の動向 | 主な医療制度等 |
|-------|--|---|
| 昭和22年 | 11月：新生日本医師会設立認可 | 5月：日本国憲法公布 |
| 昭和23年 | 3月：日本医師会初代会長に高橋明を選出 日本医師会と日本医学会統合 | 10月：医療法施行 医師法施行 |
| 昭和26年 | 9月：「医師の倫理」策定 | |
| 昭和36年 | | 4月：国保の全国普及により国民皆保険達成 |
| 昭和50年 | 10月：世界医師会東京総会開催 武見太郎日医会長が第29代世界医師会長に就任 | |
| 昭和60年 | | 12月：医療法改正（地域医療計画） |
| 昭和62年 | 4月：日本医師会生涯教育制度発足 | |
| 平成2年 | 2月：日本医師会館移転 | |
| 平成3年 | 4月：日本医師会認定産業医制度発足 | |
| 平成4年 | 4月：日本医師会認定健康スポーツ医制度発足 | 7月：医療法改正（特定機能病院、療養型病床群） |
| 平成7年 | 1月：阪神淡路大震災（救援活動展開） | |
| 平成9年 | 4月：日本医師会総合政策研究機構（日医総研）開設 | 12月：医療法改正（地域医療支援病院） |
| | 11月：設立50周年記念式典（天皇皇后両陛下ご臨席） | |
| 平成12年 | 4月：「医の倫理綱領」策定（「医師の倫理」全面改定） 10月：坪井栄孝日医会長が第52代世界医師会長に就任 | 4月：介護保険法施行 12月：医療法改正（病床区分の見直し） |
| 平成15年 | 8月：日本医師会治験促進センター開設 | |
| 平成16年 | 10月：世界医師会東京総会開催 | 4月：改正医師法施行（卒後臨床研修必修化） |
| 平成18年 | | 6月：高齢者の医療の確保に関する法律制定 医療法改正（医療計画他） |
| 平成19年 | 1月：日本医師会女性医師バンク開設 | |
| 平成20年 | | 4月：後期高齢者医療制度 |
| 平成23年 | 3月：東日本大震災（支援活動展開） | |
| 平成25年 | 4月：公益社団法人へ移行 5月：日本医師会電子認証センター開設 | |
| 平成26年 | | 6月：医療法等改正（地域医療介護総合確保基金、病床機能報告制度、地域医療構想） |
| 平成29年 | 10月：横倉義武日医会長が第68代世界医師会長に就任 | |
| 平成30年 | | 7月：医療法等改正（医師確保対策等） |
| 令和3年 | | 6月：医療法等改正（医師の働き方改革、医療計画への新興感染症対策の追加、外来医療機能の明確化） |
| 令和4年 | 8月：日本医師会医療機関勤務環境評価センター開設 | |



天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ設立50周年記念式典を挙行(平成9年11月1日)

■ 目的・事業

日本医師会の目的は、「都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進すること」と定款に謳っています。

また、行う事業としては、医師の生涯研修に関する事項、地域医療の推進発展に関する事項、保険医療の充実に関する事項など、15にわたる事業を定款に定めています。

■ 組織

日本医師会は全国を区域とし、47都道府県医師会の会員をもつて組織する学術専門団体です。

会員

昭和22年(1947)の発足時、約5万人でしたが、令和3年(2021)12月1日現在、173,895人を擁する団体となっています。



役員

会長1人、副会長3人、常任理事10人、理事15人、監事3人。役員の任期は約2年で、代議員会にて選ばれます。



日本医師会代議員会(令和4年6月26日)

代議員会

日本医師会の最高意思決定は代議員会で行われます。代議員は各都道府県より、その会員数500人ごとに1人、および端数を増すごとに1人の割合で選出されます。

代議員会は毎年1回の定例代議員会および必要に応じて臨時代議員会を開催し、重要事項について決議を得ることになっています。

裁定委員会

医師の倫理違反、会員としての名誉又は本会の名誉を著しく毀損したものについて、裁定審議(除名、戒告)を行います。

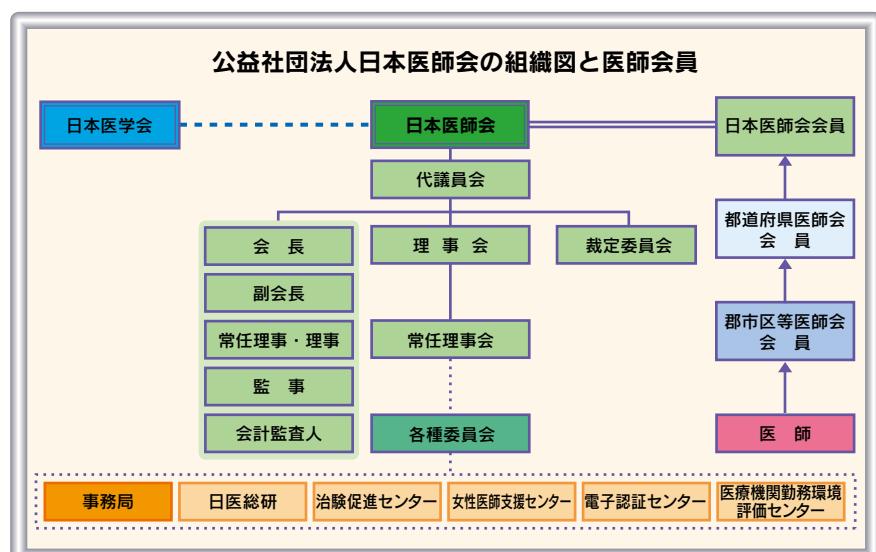
会内委員会

日本医師会は「生命倫理懇談会」「医療政策会議」「学術推進会議」など、約50の委員会を会内に設置しています。各委員会は、医学、経済学、法律・法制、行政の専門家等により構成され、国民医療の立場に立った提言を行っています。これらの提言は、医師会員が国・地方自治体の医療・保健・福祉に関する政策審議等に医学専門団体として多数参加するなかで、行政の施策に反映されています。

都道府県医師会および都市区等医師会

都道府県医師会は、行政区域を設立単位としますが、都市区等医師会は、必ずしも行政区域に限らず医師会が設立されています。各都道府県医師会は都市区等医師会の会員をもって組織されており、令和4年(2022)

6月末現在889の都市区等医師会があります。その中には大学医師会65、県庁医師会等11が含まれています。なお、都市区等医師会、都道府県医師会、日本医師会はそれぞれに独立した団体ですが、緊密な連絡・協調態勢をとりながら運営されています。



日本医学会

定款第8章第50条で「学会は、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする」と規定されています。

学会は、現在141の分科会で構成され、学会の目的を達成するため次の事業を行っています。

- ① 日本医学会総会の開催
- ② 日本医学会シンポジウムの開催
- ③ 医学および医療に関する情報の収集と伝達
- ④ その他学会の目的達成上必要な事業

医学会総会は、明治35年(1902)に「第1回日本聯合医学会」として開催され、その後、日本医学会と改称、以後4年ごとに総会を開催しています。令和5年(2023)には、「ビッグデータが拓く未来の医学と医療～豊かな人生100年時代を求めて～」をメインテーマに、第31回日本医学会総会が東京で開催されます。



日本医学会
門田 守人 会長

日本医学会歴代会長

- 初代 田宮 猛雄 (昭和23年4月～昭和38年7月)
- (代行)小林 芳人 (昭和38年7月～昭和39年3月)
- 2代 小林 芳人 (昭和39年4月～昭和51年3月)
- 3代 熊谷 洋 (昭和51年4月～昭和59年3月)
- 4代 太田 邦夫 (昭和59年4月～平成4年3月)
- 5代 森 亘 (平成4年4月～平成16年3月)
- 6代 高久 史麿 (平成16年4月～平成29年6月)
- 7代 門田 守人 (平成29年6月～)

国際交流の推進

世界医師会(WMA)――

WMA(World Medical Association)は、昭和22年(1947)、「医学教育・医学・医術および医の倫理における国際的水準をできるだけ高め、また世界のすべての人々を対象にしたヘルスケアの実現に努めながら人類に奉仕すること」を目的として組織されました。現在115カ国医師会が加盟する全世界の医師を代表したNGOの国際的な連合体として、医の倫理や社会医学に関連するテーマを協議しています。WMAはこれまでに、医の倫理に関する「ジュネーブ宣言」、人を対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言」、患者の権利に関する「リスボン宣言」等200を超える文書を世界の医療分野における指針として発信しています。

日本医師会は昭和26年(1951)に加盟し、昭和50年(1975)、平成16年(2004)に東京総会、昭和46年(1971)、平成26年(2014)に東京理事会、そして、平成25年(2013)にヘルシンキ宣言改訂東京専門家会議、令和元年(2019)に、WMAとの共催により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進をテーマにHealth Professional Meeting (H2O) 2019を東京で開催しました。日本医師会は、3名のWMA理事を擁し、WMAの活動に積極的に関わっています。



アジア大洋州医師会連合(CMAAO)――

CMAAO(Confederation of Medical Associations in Asia and Oseania)は、昭和31年(1956)、アジア大洋州地域の医師の交流促進、国際機関との関係確立、情報交換などを通じて、地域住民の一層の保健水準の向上を目的に日本医師会等が中心となって設立されました。現在では19カ国医師会(一部地域)が加盟し、WMAの地域医師会連合として、WMA内におけるアジア・大洋州地域からの発言力の強化を図っています。総会では地域の医療が抱える諸問題について、シンポジウムやカントリーレポートを通じて加盟各国医師会から報告が行われ、その成果を決議文書として採択し共有すると共に、WMAにもフィードバックしています。日本医師会は、事務総長及び事務局の役割を担い、各医師会間の情報交換や組織の活性化を支援するなど、CMAAOの活動において主導的役割を果たしています。



■ 日本医師会生涯教育制度

国民に質の高い医療を提供するため、日々進歩する医学知識や医療技術を生涯にわたって研鑽する生涯学習は、医師に課せられた一つの責務です。

日本医師会生涯教育制度は、昭和62年(1987)度に、医師の生涯学習の支援体制整備を目的として発足し、数度にわたり、制度の改正を行い、質的向上と充実を図ってきました。

カリキュラムに基づいた講習会への参加、e-ラーニング、体験学習、学会参加・発表、論文執筆等の業績や学習結果を評価し、認定基準に達した医師には日本医師会長が日医生涯教育認定証を交付しています。

なお、日本医師会生涯教育制度では、専門医共通講習や日本内科学会等の単位が取得できる講習会等も多数開催されています。

■ 日本医師会認定産業医制度

日本医師会では、平成2年(1990)、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の推進を図ることを目的として、認定産業医制度を発足させております。所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を修了した医師を日本医師会認定産業医として認定しています。認定証更新のためには有効期間の5年間に産業医学生涯研修20単位以上を修了する必要があります。

日本医師会認定産業医制度に基づく産業医学基礎研修修了者は、労働安全衛生規則に産業医になるための要件の一つとして位置づけられています。

この制度では都道府県医師会が窓口となり、研修手帳の交付や各種申請の受付等を行っています。令和4年(2022)5月末までに延べ106,809人の認定産業医を養成しています。



■ 日本医師会認定健康スポーツ医制度

日本医師会では、平成3年(1991)、地域社会における運動への関心の高まりから、運動を行う人に対して医学的診療のみならず、メディカルチェックや運動処方を行い、各種運動指導者等に指導助言を行い得る医師を養成することを目的として、認定健康スポーツ医制度を発足させております。所定のカリキュラムに基づく健康スポーツ医学講習会(25科目)を修了した医師を日本医師会認定健康スポーツ医として認定しています。認定証更新のためには有効期間の5年間に健康スポーツ医学再研修5単位以上を修了し、かつ健康スポーツ医としての実践活動を行う必要があります。

この制度では都道府県医師会が窓口となり、各種申請の受付等を行っています。令和4年(2022)5月末までに延べ24,483人の認定健康スポーツ医を養成しています。

■ 日本医師会年金（医師年金）

日本医師会年金は、会員の福祉に関する事業の一環として日本医師会が運営しています。本制度は、医師の老後の生活保障なくして国民医療の充実発展はありえないとの考え方から、会員の老後の生活安定および遺族の生活安定に寄与することを目的に、昭和43年(1968)10月に発足し、現在では運用資産が5,000億円を超えるわが国有数の私的年金に成長し、会員福祉を担う大きな柱となっています。平成25年(2013)4月からは、保険業法に基づいた特定保険業の認可を得て、より安心で安全な年金制度として安定した運営がなされています。

本制度は、会員のライフスタイルに合わせて自由な年金設計が可能である等、日本医師会会員に向けた特色の多い制度となっています。

(医師年金ホームページ <https://nenkin.med.or.jp/>)



■ 日本医師会医師賠償責任保険等

会員に、万一、医療事故が発生したときの保険として昭和48年(1973)この制度が発足しました。その後、高額賠償への対応と当該会員以外の医師が関与する医療事故紛争にも対応可能な、日医医賠責特約保険制度(任意加入)が上乗せされました。会員の医療事故によって民事上の紛争が起きた場合、紛争の適正な処理をするために、「賠償責任審査会」の判定にしたがって日本医師会、都道府県医師会、保険会社の三者が協力して解決を図ります。また、平成28年(2016)7月からは、産業医・学校医等の活動に対する補償が拡充され、日本医師会独自の保険制度として会員の活動をサポートしています。

このほか、平成27年(2015)10月に施行された医療事故調査制度にあわせて「日医医療事故調査費用保険」をスタートさせ、医療機関が院内事故調査で支出した費用を補償しています。

■ 医師会総合情報ネットワーク

■ 医療DX実現の取り組み

日本医師会は、2016年に公表した「日医IT化宣言2016」を大方針として、ネットワーク上で医師資格を証明できるICカード「医師資格証」の発行をはじめ、医療分野のIT化に取り組んでいます。IT化により、医療現場の業務の効率化や適切な情報連携などを進めることで、国民・患者の皆様に、より安全で質の高い医療を提供するとともに医療現場の負担を減らす—すなわち医療分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現に向けて、一層の取り組みを行っていきます。

日本医師会ホームページ(<https://www.med.or.jp/>)

国民の皆様に健康情報や医療と制度、医療政策に対する提言などを、分かりやすくお伝えしています。

日医on-line

プレスリリース、会員向けメールマガジン、ニュースを一元化して、日医の活動状況をお伝えしています。

TV会議システム

講習会、講演会などのイベントの映像配信を行う他、各拠点を繋いだ委員会、協議会の双方向会議などに幅広く活用しています。



日本医師会医学図書館

約990タイトルの専門雑誌や書籍など11万点以上の資料を揃え、日医会員の研究活動を援助しています。

著作権法上、大学附属図書館と同じく資料の複製が認められる図書館として、文献複写、文献調査、図書貸出などを実費で行い、遠方からの郵送、ファクシミリ、インターネットなどによる利用にも応じています。

また日本医学図書館協会などの相互利用ネットワークを通じて、全国の大学附属図書館や専門図書館、海外の図書館から文献を取り寄せるなど、サービスの充実を図っています。

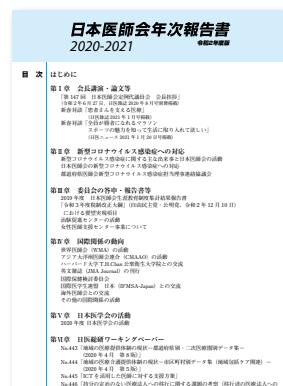


図書閲覧室（地下1階）

日本医師会の定期刊行物

| 刊行物名 | 創刊 | 発行 | 内容および備考 |
|-------------|-----------------------|-------------|---|
| 日医ニュース | 昭和36年9月20日 | 月2回(5日、20日) | 日本医師会の機関紙 |
| 日医FAXニュース | 平成元年5月 | 週2回(原則火、金) | 中央情勢の即時的伝達 |
| 日本医師会雑誌 | 大正10年10月 「医政」として発刊 | 月1回 | 日本医師会の機関誌 昭和12年5月誌名変更 |
| 日本医師会年次報告書 | 昭和39年 医業白書として発刊 | 年1回 | 日本医師会の主張、施策、諸活動を中心に編纂した学術書(日医ホームページ〈メンバーズルーム〉、日医Lib *に掲載) |
| JMA Journal | 平成30年9月 | 年4回(予定) | JMA(昭和33年AMJとして創刊)の後継誌、日本医師会・日本医学会発行英文医学総合ジャーナル |

*日本医師会の各種発行物をスマートフォンやタブレット端末、PCで読むことができる電子書籍配信サービス



日本医師会総合政策研究機構(日医総研)

医療や社会保障等に関するシンクタンクとして、平成9年(1997)4月に日医総研を開設しました。日医総研はさまざまな調査、研究、情報収集等を通じて日本医師会の目指す「国民のための医療政策の立案、展開」を強力に支援しています。

日医総研の研究成果や調査結果等は執行部が総合的に判断したうえで、日本医師会としての政策や提言に活用されています。

日本医師会総合政策研究機構ホームページ

<https://www.jmari.med.or.jp/>

日本医師会治験促進センター

日本医師会は国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の委託研究である「臨床研究・治験推進研究事業」を実施しています。この事業は、医療上必要な医薬品及び医療機器の開発を支援するため、必要な環境を整備し、臨床研究・治験の実施に関する様々な業務の支援と、国民に対し臨床研究・治験の理解向上に関わる普及啓発を行っています。

日本医師会治験促進センターホームページ

<https://www.jmacct.med.or.jp/>

日本医師会女性医師支援センター(日本医師会女性医師バンク)

日本医師会女性医師支援センターは、厚生労働省からの委託事業として平成18年度より活動を開始。以来、「女性医師バンク」による就業継続・復帰支援(再研修を含む)をはじめ、都道府県医師会や学会等との共催による「医学生、研修医等をサポートするための会」の実施、医師会主催講習会への託児サービス併設促進と補助、都道府県医師会女性医師支援担当との情報交換や大学医学部・医学会との情報交換など、様々なアプローチで女性医師の活躍を支援しています。

日本医師会女性医師支援センターホームページ <https://www.med.or.jp/joseiishi/>

日本医師会女性医師バンクホームページ <https://www.jmawdbk.med.or.jp/>

日本医師会電子認証センター

日本医師会は、厚生労働省の保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)に準拠した医師資格を証明する医師資格証(ICチップ内蔵)の発行とその活用を目的として、平成25年(2013)5月に日本医師会電子認証センターを開設しました。

日本医師会電子認証センターでは、基幹事業となる医師資格証の発行事業に加え、医師資格証を利用する標準的なアプリケーションの開発・普及事業も実施しています。また、ITを用いた地域連携基盤を構築する際、医師資格証の利用促進を支援し、安心・安全な医療IT基盤を整備する事業を実施しています。さらに、医師資格証を使用する会員の利便性向上に資する仕組みを提供する事業を行っています。

日本医師会電子認証センターホームページ

<https://www.jmaca.med.or.jp/>

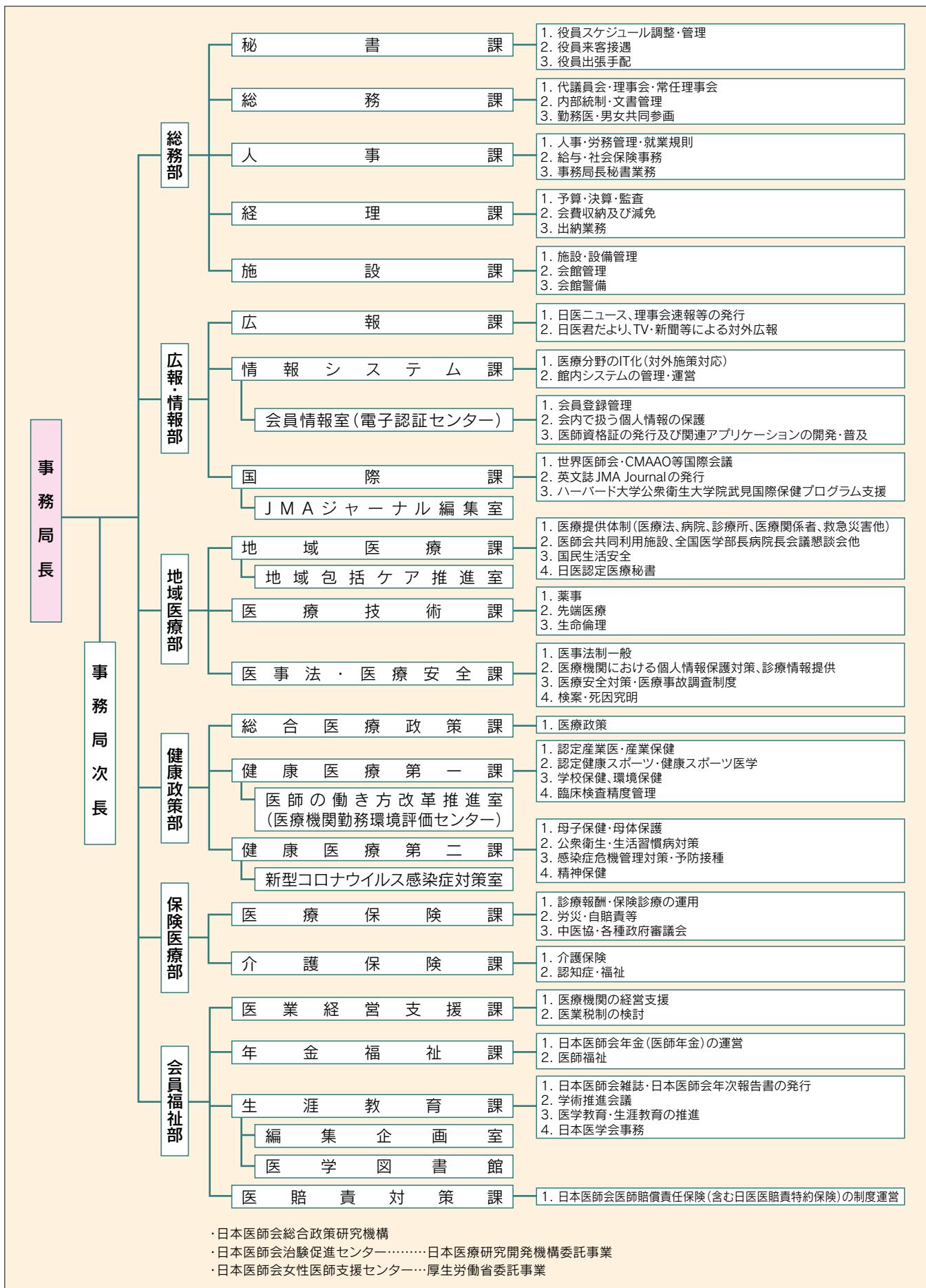
日本医師会医療機関勤務環境評価センター

日本医師会は令和4年(2022)4月に医療法に基づく医療機関勤務環境評価センターに指定されました。

その事業内容は、①医療機関勤務環境評価制度の周知・広報、②医療機関における医師の労務管理の体制・運用状況や労働時間短縮のための取組及び成果の評価、③医療機関の評価を実施する者、いわゆるサーベイナーの研修、④医療機関の勤務環境評価の実施に関する相談、情報提供及び支援などです。

日本医師会医療機関勤務環境評価センターホームページ <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

●日本医師会事務局組織と各課の主要業務●



●都道府県医師会連絡先一覧(令和4年7月現在)●

| 医師会名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|------|----------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 北海道 | 060-8627 | 札幌市中央区大通西6-6 | 011-231-1432 | 011-221-5070 |
| 青森県 | 030-0801 | 青森市新町2-8-21 | 017-723-1911 | 017-773-3273 |
| 岩手県 | 020-8584 | 盛岡市菜園2-8-20 | 019-651-1455 | 019-654-3589 |
| 宮城県 | 980-8633 | 仙台市青葉区大手町1-5(宮城県医師会館3階) | 022-227-1591 | 022-266-1480 |
| 秋田県 | 010-0874 | 秋田市千秋久保田町6-6(秋田県総合保健センター4階) | 018-833-7401 | 018-832-1356 |
| 山形県 | 990-2473 | 山形市松栄1-6-73 | 023-666-5200 | 023-647-7757 |
| 福島県 | 960-8575 | 福島市新町4-22 | 024-522-5191 | 024-521-3156 |
| 茨城県 | 310-0852 | 水戸市笠原町489 | 029-241-8446 | 029-243-5071 |
| 栃木県 | 320-8503 | 宇都宮市駒生町3337-1(とちぎ健康の森4階) | 028-622-2655 | 028-624-5988 |
| 群馬県 | 371-0022 | 前橋市千代田町1-7-4 | 027-231-5311 | 027-231-7667 |
| 埼玉県 | 330-0062 | さいたま市浦和区仲町3-5-1(埼玉県県民健康センター5階) | 048-824-2611 | 048-822-8515 |
| 千葉県 | 260-0026 | 千葉市中央区千葉港4-1 | 043-242-4271 | 043-246-3142 |
| 東京都 | 101-8328 | 千代田区神田駿河台2-5 | 03-3294-8821 | 03-3292-7097 |
| 神奈川県 | 231-0037 | 横浜市中区富士見町3-1(神奈川県総合医療会館内) | 045-241-7000 | 045-241-1464 |
| 新潟県 | 951-8581 | 新潟市中央区医学町通2番町13番地 | 025-223-6381 | 025-224-6103 |
| 富山県 | 939-8222 | 富山市蟠川336 | 076-429-4466 | 076-429-6788 |
| 石川県 | 920-8660 | 金沢市鞍月東2-48 | 076-239-3800 | 076-239-3810 |
| 福井県 | 910-0001 | 福井市大願寺3-4-10 | 0776-24-0387 | 0776-21-6641 |
| 山梨県 | 400-8551 | 甲府市徳行5-13-5 | 055-226-1611 | 055-226-1614 |
| 長野県 | 380-8571 | 長野市大字三輪1316番地9 | 026-219-3600 | 026-235-6120 |
| 岐阜県 | 500-8510 | 岐阜市薮田南3-5-11 | 058-274-1111 | 058-271-1651 |
| 静岡県 | 420-0839 | 静岡市葵区鷹匠3-6-3 | 054-246-6151 | 054-245-1396 |
| 愛知県 | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-14-28 | 052-241-4136 | 052-241-4130 |
| 三重県 | 514-8538 | 津市桜橋2-191-4 | 059-228-3822 | 059-225-7801 |
| 滋賀県 | 520-3031 | 栗東市縦1-10-7(医協ビル内) | 077-514-8711 | 077-552-9933 |
| 京都府 | 604-8585 | 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 | 075-354-6101 | 075-354-6074 |
| 大阪府 | 543-8935 | 大阪市天王寺区上本町2-1-22 | 06-6763-7000 | 06-6764-0267 |
| 兵庫県 | 651-8555 | 神戸市中央区磯上通6-1-11 | 078-231-4114 | 078-231-8111 |
| 奈良県 | 634-8502 | 橿原市内膳町5-5-8 | 0744-22-8502 | 0744-23-7796 |
| 和歌山县 | 640-8514 | 和歌山市小松原通1-1(和歌山県民文化会館内) | 073-424-5101 | 073-436-0530 |
| 鳥取県 | 680-8585 | 鳥取市戎町317 | 0857-27-5566 | 0857-29-1578 |
| 島根県 | 690-8535 | 松江市袖師町1-31 | 0852-21-3454 | 0852-26-5509 |
| 岡山県 | 700-0024 | 岡山市北区駅元町19-2 | 086-250-5111 | 086-251-6622 |
| 広島県 | 732-0057 | 広島市東区二葉の里3-2-3 | 082-568-1511 | 082-568-2112 |
| 山口県 | 753-0814 | 山口市吉敷下東3-1-1 | 083-922-2510 | 083-922-2527 |
| 徳島県 | 770-8565 | 徳島市幸町3-61 | 088-622-0264 | 088-623-5679 |
| 香川県 | 760-8534 | 高松市浜ノ町73-4 | 087-823-0155 | 087-823-0266 |
| 愛媛県 | 790-8585 | 松山市三番町4-5-3 | 089-943-7582 | 089-933-1465 |
| 高知県 | 780-8514 | 高知市丸ノ内1-7-45(総合あんしんセンター4階) | 088-824-8366 | 088-824-5705 |
| 福岡県 | 812-8551 | 福岡市博多区博多駅南2-9-30 | 092-431-4564 | 092-411-6858 |
| 佐賀県 | 840-0054 | 佐賀市水ヶ江1-12-10(佐賀メディカルセンター4階) | 0952-37-1414 | 0952-37-1434 |
| 長崎県 | 852-8532 | 長崎市茂里町3-27 | 095-844-1111 | 095-844-1110 |
| 熊本県 | 860-0806 | 熊本市中央区花畠町1-13 | 096-354-3838 | 096-322-6429 |
| 大分県 | 870-8563 | 大分市大字駄原2892-1 | 097-532-9121 | 097-537-4764 |
| 宮崎県 | 880-0023 | 宮崎市和知川原1-101 | 0985-22-5118 | 0985-27-6550 |
| 鹿児島県 | 890-0053 | 鹿児島市中央町8-1 | 099-254-8121 | 099-254-8129 |
| 沖縄県 | 901-1105 | 島尻郡南風原町字新川218-9 | 098-888-0087 | 098-888-0089 |



日本医師会

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
 TEL.03-3946-2121（代表）／FAX.03-3946-6295
<https://www.med.or.jp/>